



栃木県公報

平成26年
12月5日(金)
第2637号

目次

告 示

- 国民の保護に関する計画の一部変更..... 987
- 道路の区域の変更..... 987
- 道路の供用開始..... 989

公 告

- 河川整備計画の変更の公表..... 989
- 都市計画の変更の案の縦覧等..... 990
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 990
- 開発行為の工事完了..... 990
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 991

教育委員会

- 教科用図書採択地区の設定の一部改正..... 991

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 992

告 示

栃木県告示第565号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第1項の規定に基づく国民の保護に関する計画の一部について、平成26年11月25日をもって変更したので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により公表する。

なお、変更後の国民の保護に関する計画は、栃木県県民生活部消防防災課において縦覧に供する。

平成26年12月5日

栃木県知事 福田 富一
(消防防災課)

栃木県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年12月5日から平成27年1月5日まで一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考

	前 A	那須郡那珂川町馬頭2118-1 から 那須郡那珂川町馬頭2181-1 まで	8.0 ~ 32.0	450.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前 B	那須郡那珂川町馬頭2118-1 から 那須郡那珂川町馬頭2181-1 まで	22.0 ~ 61.0	390.0	
	後	那須郡那珂川町馬頭2118-1 から 那須郡那珂川町馬頭2181-1 まで	20.0 ~ 51.0	390.0	

II

道路の種類 一般国道

路 線 名 400号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前 A	那須郡那珂川町馬頭2118-1 から 那須郡那珂川町馬頭2181-1 まで	8.0 ~ 32.0	450.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前 B	那須郡那珂川町馬頭2118-1 から 那須郡那珂川町馬頭2181-1 まで	22.0 ~ 61.0	390.0	
	後	那須郡那珂川町馬頭2118-1 から 那須郡那珂川町馬頭2181-1 まで	20.0 ~ 51.0	390.0	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 下大羽益子線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
230	前 A	芳賀郡益子町大字下大羽151-1 から 芳賀郡益子町大字下大羽827-4 まで	5.4 ~ 37.0	788.3	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前 B	芳賀郡益子町大字下大羽1448から 芳賀郡益子町大字上大羽2219-5 まで	11.9 ~ 31.7	684.8	
	後	芳賀郡益子町大字下大羽1448から 芳賀郡益子町大字上大羽2219-5 まで	11.9 ~ 31.7	684.8	

IV

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 常陸太田那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
239	前	那須烏山市大沢字荒屋814から 那須烏山市大沢字荒屋1788まで	8.3 ~ 21.6	61.4	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前 A	那須烏山市大沢字荒屋814から 那須烏山市大沢字荒屋1788まで	8.3 ~ 25.9	61.4	
	後 B	那須烏山市大沢字荒屋814から 那須烏山市大沢字荒屋1788まで	6.7 ~ 25.9	65.8	

V

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 山本下大羽線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
297	前	芳賀郡益子町大字上大羽2219-4 から 芳賀郡益子町大字下大羽136-2 まで	5.4 ~ 16.5	803.0	
	後	芳賀郡益子町大字上大羽2219-4 から 芳賀郡益子町大字下大羽1446まで	11.9 ~ 31.7	655.0	

VI

道路の種類 県道
 路線名 主要地方道 矢板那珂川線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
319	前A	那須郡那珂川町馬頭2181-1 から 那須郡那珂川町馬頭2118-1 まで	8.0 ~ 32.0	450.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須郡那珂川町馬頭2181-1 から 那須郡那珂川町馬頭2118-1 まで	22.0 ~ 61.0	390.0	
	後	那須郡那珂川町馬頭2181-1 から 那須郡那珂川町馬頭2118-1 まで	20.0 ~ 51.0	390.0	

栃木県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年12月5日から平成27年1月5日まで一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道119号	宇都宮市下川俣町字前原206-27から 宇都宮市御幸ヶ原町字祝神224-2まで	平成26年12月5日

(道路保全課)

公 告

○河川整備計画の変更の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川那珂川水系荒川圏域の河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

なお、変更後の一級河川那珂川水系荒川圏域の河川整備計画は、栃木県県土整備部河川課、栃木県真岡土木事務所、栃木県矢板土木事務所及び栃木県烏山土木事務所において縦覧に供する。

平成26年12月5日

栃木県知事 福 田 富 一

(河川課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年12月5日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画区域区分の変更

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

壬生町大字北小林、大字助谷及び大字安塚の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課及び壬生町建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成26年12月5日から同月19日まで

II

1 都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画道路3・4・114号本城新山線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

足利市西砂原後町、田所町及び東砂原後町の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県安足土木事務所企画調査部企画調査課及び足利市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成26年12月5日から同月19日まで

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成26年12月5日に変更した、足利佐野都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年12月5日

栃木県知事 福 田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年12月5日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名

河内郡上三川町大字坂上字北原654番13の一部	河内郡上三川町大字上三川718番地3	海老原 勉
芳賀郡芳賀町大字西水沼2633番	芳賀郡芳賀町大字西水沼102番地2	長 田 猛
下野市川中子字東前1284番3、1284番4、1276番3、1276番4	下野市川中子1284番地3	雨 谷 昭
下野市川中子字北台1519番2	下野市小金井52番地3 LindenDorf 201	岩 出 早智子 岩 出 一
下都賀郡野木町大字野木字堀切2553番	那須塩原市鍋掛1087番地995	藤 田 外 記

(都市計画課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成26年12月5日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成24年 4月16日	真岡市並木町4-15-3 事務局植木實範方	真岡市白布ヶ丘7-3	栃木県猟友会 真岡支部
平成26年 11月4日	宇都宮市西一の沢町6-27 公益社団法人栃木県宅地建物取引業 協会県央支部	宇都宮市西一の沢町9-20 公益社団法人栃木県宅地建物取引業 協会県央支部	公益社団法人 栃木県宅地建 物取引業協会

(会計局会計管理課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会告示第10号

教科用図書採択地区の設定（昭和39年栃木県教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正し、平成26年11月4日から適用する。

平成26年12月5日

栃木県教育委員会

構成郡市の名称の欄中「構成郡市の名称」を「構成市町の名称」に改め、河内採択地区の項中「河内郡（上三川町）」を「上三川町」に改め、芳賀採択地区の項中「芳賀郡（益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）」を「益子町、茂木町、市貝町、芳賀町」に改め、下都賀採択地区の項中「下都賀郡（壬生町、野木町）」を「壬生町、野木町」に改め、塩谷採択地区の項を次のように改める。

塩谷南那須採択地区	矢板市、さくら市、那須烏山市 塩谷町、高根沢町、那珂川町
-----------	---------------------------------

那須採択地区の項を削り、那須塩原市採択地区の項を次のように改める。

那須塩原市・那須町採択地区	那須塩原市 那須町
---------------	--------------

(学校教育課)

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年12月5日

とちぎりハビリテーションセンター所長 星 野 雄 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 多目的デジタルX線TV装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月31日
- (4) 納入場所 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎりハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、医療用機器の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年1月20日から同月23日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 1の(1)と同様の物品の納入実績を有する者であること。
- (5) 当該購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
とちぎりハビリテーションセンター管理部財務課 電話028-623-6112
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成26年12月5日から平成27年1月14日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成26年12月29日から同月31日までの日及び平成27年1月2日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年1月20日午後4時 (1)の場所に持参又は郵送すること。
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所 平成27年1月23日午前11時 とちぎりハビリテーションセンター3階大会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成26年12月5日から平成27年1月15日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成26年12月29日から同月31日までの日及び平成27年1月2日を除く。）の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 確認結果の通知 平成27年1月19日までに郵送する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書にとちぎりハビリテーションセンターで交付する仕様書に基づき作成した提案書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査
- ア 技術審査 とちぎりハビリテーションセンター所長が、入札者の作成した提案書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した提案書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
- イ 技術審査基準 提案書が、とちぎりハビリテーションセンターで交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Multipurpose digital X-rays TV device 1 set
- (2) Time and Date of bidding:
4:00 p.m., January 20, 2015
- (3) Information is available at:
Financial Affairs Division,
Department of Management,
Tochigi Rehabilitation Center
3337-1 Komanyu-machi, Utsunomiya, Tochigi 320-8503
TEL. 028-623-6112

(障害福祉課)